

## ↳ 遺産分割調停中の更正処分

**Q** : 遺産分割調停中に行われた更正処分が、適法かどうか争われていた事件につき、判断が下されたとか。どのような内容でしたか？

**A** : 遺産分割が調停中である場合は、更正処分ができないという税法上の規定はないとして、納税者の主張を棄却しました。

### 【解説】

この事案は、遺産分割調停中に申告納税期限が迫ったため、相続人が概算納税目的で申告したものについて、原処分庁が更正の上、過少申告加算税を賦課決定処分したことに端を発するもので、これを不服とする相続人が審査請求に及んだというものです。

相続人は、①申告書の提出は、概算額を納税するために行ったものであること、②遺産分割を基礎とした贈与額や遺産総額は、調停内事実検証を踏まえて必然的に確定されるものであり、検証中に法的当事者として第三者の予断確定には応じられないこと、③検証完了までは税額の確定はあり得ないことから、原処分は違法であるとして、その全部の取消しを求めていましたが、審判所は、請求人が①家裁で遺産分割について調停中であること、②原処分庁に提出した相続税の申告書は、未分割財産について相続税法の規定に基づいて申告されていると事実認定した上で、相続税法及び更正を規定する国税通則法には、遺産分割が調停中である場合に、相続税の申告書に記載された課税標準等を更正できないとする規定はないとして、納税者の主張を退けました。

